

議案の審議結果

令和3年2月定例会議案審議結果一覧表

(単位 件)

2月定例会では、知事から提出された議案及び議員から提出された議案計94議案について、36日間にわたり熱心な審議が行われ、3月26日に議決された。議案の要旨と議決結果は次のとおりである。

| 種類 | 結果 | 原案可決 | 承認 | 答申 | 同意 | 合計 |
|--------|----|------|----|----|----|----|
| 予算 | | 38 | | | | 38 |
| 条例 | | 27 | | | | 27 |
| 事件 | | 13 | 1 | 1 | 4 | 19 |
| 意見書・決議 | | 10 | | | | 10 |
| 計 | | 88 | 1 | 1 | 4 | 94 |

知事提出議案

| 議案番号 | 件名 | 要旨 | 議決結果 |
|------|-----------------------------------|---|------|
| 2 | 令和3年度埼玉県一般会計予算 | 歳入歳出予算 2兆1,198億4,300万円 継続費 4件 債務負担行為 55件 地方債 64件 一時借入金最高額 2,500億円 歳出予算の流用 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。 | 原案可決 |
| 3 | 令和3年度埼玉県公債費特別会計予算 | 歳入歳出予算 5,020億4,940万4千円 地方債 2件 | 原案可決 |
| 4 | 令和3年度埼玉県証紙特別会計予算 | 歳入歳出予算 157億336万1千円 | 原案可決 |
| 5 | 令和3年度埼玉県市町村振興事業特別会計予算 | 歳入歳出予算 136億2,006万9千円 | 原案可決 |
| 6 | 令和3年度埼玉県災害救助事業特別会計予算 | 歳入歳出予算 7億686万6千円 | 原案可決 |
| 7 | 令和3年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算 | 歳入歳出予算 7億6,387万8千円 | 原案可決 |
| 8 | 令和3年度地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計予算 | 歳入歳出予算 113億8,344万4千円 地方債 1件 | 原案可決 |

| 9 | 令和3年度埼玉県国民健康保険事業特別会計予算 | 歳入歳出予算 | 6,094億4,049万8千円 | 原案可決 | | | | | | | | |
|---------|---------------------------------|---|-----------------|------|-----|--------|---------|---------|---------|----|----|------|
| 10 | 令和3年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計予算 | 歳入歳出予算 | 1億3,033万8千円 | 原案可決 | | | | | | | | |
| 11 | 令和3年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算 | 歳入歳出予算 | 2,993万円6千円 | 原案可決 | | | | | | | | |
| 12 | 令和3年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算 | 歳入歳出予算 | 2,065万円 | 原案可決 | | | | | | | | |
| 13 | 令和3年度本多静六博士育英事業特別会計予算 | 歳入歳出予算 | 3,624万円 | 原案可決 | | | | | | | | |
| 14 | 令和3年度埼玉県用地事業特別会計予算 | 歳入歳出予算 | 11億525万3千円 | 原案可決 | | | | | | | | |
| 15 | 令和3年度埼玉県営住宅事業特別会計予算 | 歳入歳出予算 | 132億589万円 | 原案可決 | | | | | | | | |
| 16 | 令和3年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算 | 歳入歳出予算 債務負担行為 1件 | 7億5,122万8千円 | 原案可決 | | | | | | | | |
| 17 | 令和3年度埼玉県公営競技事業特別会計予算 | 歳入歳出予算 | 298億1,371万8千円 | 原案可決 | | | | | | | | |
| 18 | 令和3年度埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業会計予算 | 業務の予定量 病床数 120床 患者数 <table border="1" data-bbox="699 1435 1286 1594"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>入 院</th> <th>外 来</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間延患者数</td> <td>25,623人</td> <td>17,900人</td> </tr> <tr> <td>1日平均患者数</td> <td>70</td> <td>74</td> </tr> </tbody> </table> 主なる建設改良事業 8,255万3千円 収益的収入及び支出 病院事業収益 51億5,981万4千円 病院事業費用 48億1,742万8千円 資本的収入及び支出 資本的収入 8億3,667万2千円 資本的支出 4億7,894万8千円 企業債限度額 7,900万円 一時借入金限度額 6億円 | 区 分 | 入 院 | 外 来 | 年間延患者数 | 25,623人 | 17,900人 | 1日平均患者数 | 70 | 74 | 原案可決 |
| 区 分 | 入 院 | 外 来 | | | | | | | | | | |
| 年間延患者数 | 25,623人 | 17,900人 | | | | | | | | | | |
| 1日平均患者数 | 70 | 74 | | | | | | | | | | |

| | | | |
|----|----------------------|--|------|
| | | <p>議会の議決を経なければ流用することのできない経費</p> <p>職員給与費 19億4,216万8千円</p> <p>たな卸資産購入限度額 3億4,565万7千円</p> | |
| 19 | 令和3年度埼玉県工業用水道事業会計予算 | <p>業務の予定量</p> <p>給水事業所数 146社</p> <p>年間総給水量 6,645万1,170m³</p> <p>一日平均給水量 18万2,058m³</p> <p>主なる建設改良事業 7億6,285万5千円</p> <p>収益的収入及び支出</p> <p>事業収益 21億2,021万7千円</p> <p>事業費 23億722万5千円</p> <p>資本的収入及び支出</p> <p>資本的収入 2億9,005万8千円</p> <p>資本的支出 8億8,872万4千円</p> <p>債務負担行為 1件</p> <p>一時借入金限度額 3,000万円</p> <p>議会の議決を経なければ流用することのできない経費</p> <p>職員給与費 2億7,132万4千円</p> <p>交際費 4万1千円</p> <p>他会計からの補助金 170万4千円</p> <p>たな卸資産購入限度額 1,133万2千円</p> | 原案可決 |
| 20 | 令和3年度埼玉県水道用水供給事業会計予算 | <p>業務の予定量</p> <p>給水団体数 55団体</p> <p>年間総給水量 6億3,453万8,000m³</p> <p>一日平均給水量 173万8,460m³</p> <p>主なる建設改良事業 168億1,076万2千円</p> <p>収益的収入及び支出</p> <p>事業収益 482億6,387万円</p> <p>事業費 467億6,771万円</p> <p>資本的収入及び支出</p> <p>資本的収入 114億5,319万6千円</p> <p>資本的支出 324億1,831万9千円</p> <p>継続費 1件</p> <p>債務負担行為 6件</p> | 原案可決 |

| | | | |
|----|---------------------|--|------|
| | | 企業債限度額 54億600万円 一時借入金限度額 70億円 議会の議決を経なければ流用することのでき ない経費 職員給与費 33億8,778万円 交 際 費 53万6千円 他会計からの補助金 4億6,959万2千円 たな卸資産購入限度額 3,872万9千円 | |
| 21 | 令和3年度埼玉県地域整備事業会計予算 | 業務の予定量 宅地売却面積 15万485㎡ 主なる建設改良事業 39億1,318万9千円 収益的収入及び支出 事業収益 105億9,298万2千円 事業費 78億7,970万4千円 資本的収入及び支出 資本的収入 15億4,247万6千円 資本的支出 44億480万4千円 一時借入金限度額 3億5,000万円 議会の議決を経なければ流用することのでき ない経費 職員給与費 5億2,698万4千円 交 際 費 29万8千円 他会計からの補助金 298万8千円 | 原案可決 |
| 22 | 令和3年度埼玉県流域下水道事業会計予算 | 業務の予定量 流域関連市町数 47市町 年間総処理水量 6億7,743万1,605㎡ 一日平均処理水量 185万5,977㎡ 主なる建設改良事業 198億15万4千円 収益的収入及び支出 事業収益 529億1,284万円 事業費 537億448万3千円 資本的収入及び支出 資本的収入 246億4,882万2千円 資本的支出 304億2,722万1千円 債務負担行為 6件 企業債限度額 60億9,000万円 | 原案可決 |

| | | | |
|----|--|---|------|
| | | <p>一時借入金限度額 120億円</p> <p>議会の議決を経なければ流用することのできない経費</p> <p>職員給与費 13億8,100万8千円</p> <p>交際費 30万円</p> <p>他会計からの補助金 66億9,726万7千円</p> | |
| 23 | 埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例 | <p>建築基準法等の一部改正等に伴い、居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率の最高限度又は壁面の位置の制限の特例許可申請手数料等の額を定め、証紙による収入の方法により徴収することとし、及び飲食店営業許可申請手数料等の額を改定しようとするものである。</p> | 原案可決 |
| 24 | 埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例 | <p>新型コロナウイルス感染症対応体制及び児童虐待防止対策体制の強化に対処するため、職員の定数を改定しようとするものである。</p> | 原案可決 |
| 25 | 知事の期末手当の特例に関する条例 | <p>現下の厳しい社会経済情勢に鑑み、知事の期末手当を支給しない特例を定めようとするものである。</p> | 原案可決 |
| 26 | 埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例 | <p>特定非営利活動促進法の一部改正を踏まえ、指定特定非営利活動法人に関する書類について、個人の住所に係る記載の部分の閲覧等の対象から除外等しようとするものである。</p> | 原案可決 |
| 27 | 埼玉県立障害者歯科診療所条例の一部を改正する条例 | <p>埼玉県立皆光園障害者歯科診療所の位置を変更しようとするものである。</p> | 原案可決 |
| 28 | 埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | <p>軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、軽費老人ホーム等に係る運営に関する基準を改定しようとするものである。</p> | 原案可決 |
| 29 | 介護保険法施行条例の一部を改正する条例 | <p>指定居住サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定居住サービス等に係る運営に関する基準を改定等しようとするものである。</p> | 原案可決 |

| | | | |
|----|--|---|------|
| 30 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定障害福祉サービス等に係る運営に関する基準を改定しようとするものである。 | 原案可決 |
| 31 | 児童福祉法施行条例の一部を改正する条例 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定障害児通所支援事業等に係る運営に関する基準を改定しようとするものである。 | 原案可決 |
| 32 | 埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例 | 水質試験の試験項目を増設しようとするものである。 | 原案可決 |
| 33 | 地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計条例 | 地方独立行政法人埼玉県立病院機構の設立に伴い、同法人が行う事業用施設、医療機器等の整備に要する資金の貸付け等の円滑な運営とその経理の適正を図るため、地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計を設置しようとするものである。 | 原案可決 |
| 34 | 食品衛生に関する条例を廃止する条例 | 食品衛生法等の一部改正に伴い、食品衛生に関する条例を廃止しようとするものである。 | 原案可決 |
| 35 | 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例 | 食品衛生法等の一部改正に伴い、食品営業者が公衆衛生上遵守すべき営業許可に係る営業施設の基準を改めようとするものである。 | 原案可決 |
| 36 | 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例 | 食品衛生法等の一部改正に伴い、規定の整備をするとともに、ふぐ取扱施設認定申請手数料の額を改定しようとするものである。 | 原案可決 |
| 37 | 埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例 | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、特別特定建築物に関する規定の整備をしようとするものである。 | 原案可決 |
| 38 | 埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例 | 情報通信技術を活用した学校教育の推進等に対処するため、教育委員会事務局職員の定数を改定しようとするものである。 | 原案可決 |

| | | | |
|----|---|--|------------|
| 39 | 埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例 | 高等学校及び義務教育諸学校における教職員の標準定数の変更のため、学校職員の定数を改定しようとするものである。 | 原案可決 |
| 40 | 埼玉県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部改正を踏まえ、規定の整備をしようとするものである。 | 原案可決 |
| 41 | 包括外部監査契約の締結について | 包括外部監査契約を締結しようとするものである。 | 原案可決 |
| 42 | 指定管理者の指定について | 埼玉県平和資料館の管理に関し、指定管理者を指定しようとするものである。 | 原案可決 |
| 43 | 審査請求に関する諮問について | 退職手当支給制限処分に関する審査請求について、地方自治法第206条第2項の規定に基づき諮問するものである。 | 答 申 (※) |
| 44 | 県営土地改良事業に要する経費の関係市町の負担額について | 県が行う土地改良事業に要する経費について、関係市町の負担金の額を定めようとするものである。 | 原案可決 |
| 45 | 農道整備事業等に要する経費の関係市町の負担額について | 県が行う農道整備事業等に要する経費について、関係市町の負担金の額を定めようとするものである。 | 原案可決 |
| 46 | 埼玉県道路公社の道路の整備に関する基本計画の変更に係る定款の変更について | 埼玉県道路公社の道路の整備に関する基本計画の変更に係る定款の変更について、同公社と共同して国土交通大臣に認可の申請をしようとするものである。 | 原案可決 |
| 47 | 埼玉県道路公社の基本財産の額の増加に係る定款の変更の同意について | 埼玉県道路公社の基本財産の額の増加に係る定款の変更について、同意しようとするものである。 | 原案可決 |
| 48 | 急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の関係市町村の負担額について | 県が国の交付金等の交付を受けて行う急傾斜地崩壊対策事業に要する経費について、関係市町村の負担金の額を定めようとするものである。 | 原案可決 |
| 49 | 古利根川流域下水道の設置等に要する経費の関係2市の負担額について | 県が行う古利根川流域下水道の設置等に要する経費について、改めて関係2市が負担すべき金額を定めようとするものである。 | 原案可決 |

| | | | |
|----|---|--|------|
| 50 | 埼玉県文化芸術振興計画の策定について | 埼玉県文化芸術振興計画を策定しようとするものである。 | 原案可決 |
| 51 | 埼玉県農林水産業振興基本計画の策定について | 埼玉県農林水産業振興計画を策定しようとするものである。 | 原案可決 |
| 52 | 令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第14号） | 歳入歳出予算補正額 444億2,360万6千円 累計額 2兆4,981億9,934万2千円 繰越明許費補正 追加 20件 債務負担行為補正 追加 1件 地方債補正 変更 8件 | 原案可決 |
| 53 | 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第13号）） | 令和2年度一般会計補正予算（第13号）について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき承認を求めらるるものである。 | 承認 |
| 54 | 令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第15号） | 歳入歳出予算補正額 814億894万6千円 累計額 2兆4,167億9,039万6千円 継続費補正 変更 7件 繰越明許費補正 追加 79件 変更 31件 債務負担行為補正 変更 1件 地方債補正 追加 4件 変更 45件 | 原案可決 |
| 55 | 令和2年度埼玉県公債費特別会計補正予算（第1号） | 歳入歳出予算補正額 48億4,757万7千円 累計額 5,468億4,852万6千円 | 原案可決 |
| 56 | 令和2年度埼玉県証紙特別会計補正予算（第1号） | 歳入歳出予算補正額 △3億5,141万9千円 累計額 150億9,456万3千円 | 原案可決 |
| 57 | 令和2年度埼玉県市町村振興事業特別会計補正予算（第1号） | 歳入歳出予算補正額 △8億2,930万7千円 累計額 127億9,128万6千円 | 原案可決 |

| | | | | |
|----|---------------------------------|---|--|------|
| 58 | 令和2年度埼玉県災害救助事業特別会計補正予算(第1号) | 歳入歳出予算補正額 累計額 | 5億4,925万5千円 13億4,082万3千円 | 原案可決 |
| 59 | 令和2年度埼玉県国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) | 歳入歳出予算補正額 累計額 | △38億3,439万3千円 6,011億1,663万9千円 | 原案可決 |
| 60 | 令和2年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計補正予算(第1号) | 歳入歳出予算補正額 累計額 | △113万5千円 2,230万5千円 | 原案可決 |
| 61 | 令和2年度埼玉県用地事業特別会計補正予算(第1号) | 歳入歳出予算補正額 累計額 | △8億2,003万5千円 50億5,181万5千円 | 原案可決 |
| 62 | 令和2年度埼玉県営住宅事業特別会計補正予算(第1号) | 歳入歳出予算補正額 累計額 継続費補正 変更 5件 地方債補正 変更 1件 | △3億2,188万4千円 122億1,116万1千円 | 原案可決 |
| 63 | 令和2年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算(第1号) | 歳入歳出予算補正額 累計額 | △1億5,330万円 6億1,134万1千円 | 原案可決 |
| 64 | 令和2年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算(第1号) | 歳入歳出予算補正額 累計額 | 27億4,282万7千円 325億8,131万3千円 | 原案可決 |
| 65 | 令和2年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算(第2号) | 業務の予定量 主なる建設改良事業 補正予定量 累計額 収益的収入及び支出 収益的支出 補正予定額 累計額 資本的収入及び支出 資本的収入 補正予定額 累計額 | △2,141万円 7億4,492万1千円 △2億4,189万5千円 22億2,509万1千円 △631万円 3億4,616万4千円 | 原案可決 |

| | | | |
|----|----------------------------|--|------|
| | | <p>収益的支出</p> <p>補正予定額 △10億9,911万1千円</p> <p>累計額 160億3,526万2千円</p> <p>資本的収入及び支出</p> <p>資本的支出</p> <p>補正予定額 △1億8,674万9千円</p> <p>累計額 189億9,382万2千円</p> | |
| 68 | 令和2年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第1号） | <p>業務の予定量</p> <p>主なる建設改良事業</p> <p>補正予定量 △2億9,813万5千円</p> <p>累計額 194億1,603万5千円</p> <p>収益的収入及び支出</p> <p>収益的収入</p> <p>補正予定額 △15億1,244万1千円</p> <p>累計額 512億6,912万5千円</p> <p>収益的支出</p> <p>補正予定額 △24億9,580万円</p> <p>累計額 502億4,110万8千円</p> <p>資本的収入及び支出</p> <p>資本的収入</p> <p>補正予定額 △14億3,275万1千円</p> <p>累計額 252億6,123万8千円</p> <p>資本的支出</p> <p>補正予定額 △17億6,349万2千円</p> <p>累計額 305億6,613万2千円</p> <p>企業債補正</p> <p>限度額の変更 1件</p> <p>他会計からの補助金</p> <p>補正予定額 △5億7,155万9千円</p> | 原案可決 |
| 69 | 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例 | <p>行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、職員のサービスに関する宣誓書について署名及び押印を要しないこととしようとするものである。</p> | 原案可決 |
| 70 | 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 | <p>令和3年1月7日付けで埼玉県人事委員会からされた職員の特殊勤務手当についての意見に基づき、職員の特殊勤務手当を改定しようとするものである。</p> | 原案可決 |

| | | | |
|----|---|---|------|
| 71 | 埼玉県私立学校助成審議会条例の一部を改正する条例 | 行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、埼玉県私立学校助成審議会の議事録について押印を要しないこととしようとするものである。 | 原案可決 |
| 72 | 埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例 | 養育医療の給付に要する費用の徴収に関する事務の終了に伴い、本人確認情報を利用することができる事務に関する規定の整備をしようとするものである。 | 原案可決 |
| 73 | 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例 | 新たに埼玉県産業技術総合センターの試験研究機器に係る使用料の額及び依頼試験に係る手数料の額を定め、並びに老朽化した試験研究機器に係る使用料及び依頼試験に係る手数料の額の定めを廃止しようとするものである。 | 原案可決 |
| 74 | 埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例の一部を改正する条例 | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた県内中小企業者を支援するため、埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金の設置期間を延長しようとするものである。 | 原案可決 |
| 75 | 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例 | 行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地地区画整理審議会の議事録について押印を要しないこととしようとするものである。 | 原案可決 |
| 76 | 訴えの提起について | 県営住宅の明渡し及び滞納家賃等請求事件に関して訴えを提起し、又は和解しようとするものである。 | 原案可決 |
| 77 | 令和3年度埼玉県一般会計補正予算（第1号） | 歳入歳出予算補正額 195億2,222万円 累計額 2兆1,393億6,522万円 | 原案可決 |
| 78 | 埼玉県副知事の選任について | 欠員中の埼玉県副知事に高柳三郎を選任することについて、同意を得ようとするものである。 | 同意 |
| 79 | 埼玉県監査委員の選任について | 埼玉県監査委員白土幸仁の退職に伴う後任者（小久保憲一）の選任について、同意を得ようとするものである。 | 同意 |

| | | | |
|----|-------------------|---|----|
| 80 | 埼玉県監査委員の選任について | 埼玉県監査委員神尾高善の退職に伴う後任者（荒木裕介）の選任について、同意を得ようとするものである。 | 同意 |
| 81 | 埼玉県公安委員会委員の任命について | 埼玉県公安委員会委員齋藤公子の任期は、令和3年3月27日で満了となるが、後任として工藤由起子を任命することについて、同意を得ようとするものである。 | 同意 |

※答申の内容「本件処分は、非違行為の内容及び程度、非違行為の公務に対する信頼に及ぼす影響などの事情を勘案した上で行われており、妥当なものと認められる。よって、本件審査請求は、棄却すべきである。」

議員提出議案（条例・意見書等）

議第2号議案

哀悼決議

埼玉県議会岩崎宏議員の逝去を悼み、謹んで御冥福を祈る。

以上、決議する。

令和3年3月2日

埼玉県議会議長

原案可決

議第3号議案

埼玉県議会委員会条例の一部を改正する条例

埼玉県議会委員会条例（昭和58年埼玉県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「、保健医療部及び病院局」を「及び保健医療部」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

原案可決

議第4号議案

埼玉県議会委員会規程の一部を改正する規程

埼玉県議会委員会規程（昭和58年埼玉県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第7条中「事故」を「やむを得ない事由」に改める。

第10条の次に次の一条を加える。

（出席の特例）

第10条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症等重大な感染症のまん延防止の観点から又は大規模災害等の発生等により、委員会の招集場所への参集が困難な委員があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下この条及び第33条第1項において「オンライン」という。）により、当該委員を委員会に出席させることができる。

2 委員は、オンラインにより委員会に出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 オンラインにより委員会に出席した委員は、第13条、第14条第1項及び第38条第1項の出席委員とする。

4 オンラインにより委員会に出席した委員があるときの表決の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第12条中「事故」を「やむを得ない事由」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、委員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の予定日（委員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ委員長に届け出ることができる。

第33条第1項中「できる」の下に「(オンラインにより委員会に出席した委員があるときを除く。)」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

原案可決

議第5号議案

埼玉県議会会議規則の一部を改正する規則

埼玉県議会会議規則（昭和58年埼玉県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第7条中「事故」を「やむを得ない事由」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

原案可決

議第6号議案

埼玉県エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、エスカレーター（動く歩道を含む。以下同じ。）の安全な利用の促進に関し、県、県民及び関係事業者の責務を明らかにするとともに、エスカレーターの利用及び管理に関し必要な事項を定めることにより、エスカレーターの安全な利用を確保し、もって県民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、県民、関係事業者及び関係地方公共団体との相互の連携及び協力の下に、エスカレー

ターの安全な利用の促進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(県民の責務)

第3条 県民は、エスカレーターの安全な利用に関する理解を深め、エスカレーターの安全な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

2 県民は、県及び関係事業者が実施するエスカレーターの安全な利用の促進に関する施策及び取組に協力するよう努めなければならない。

(関係事業者の責務)

第4条 関係事業者は、エスカレーターの安全な利用に関する理解を深め、エスカレーターの安全な利用の促進に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

2 関係事業者は、県が実施するエスカレーターの安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(利用者の義務)

第5条 エスカレーターを利用する者(次条において「利用者」という。)は、立ち止まった状態でエスカレーターを利用しなければならない。

(管理者の義務)

第6条 エスカレーターを管理する者(次条において「管理者」という。)は、その利用者に対し、立ち止まった状態でエスカレーターを利用すべきことを周知しなければならない。

(管理者に対する指導等)

第7条 知事は、エスカレーターの安全な利用の促進のために必要であると認めるときは、管理者に対し、前条に規定する周知に関し必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。

(見直し)

2 県は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じこの条例について見直しを行うものとする。

原案可決

議第7号議案

わいせつ行為により教員免許が失効等した者の採用に関する 制度の厳格化を求める意見書

令和元年度に、わいせつ行為やセクシャルハラスメントを行い懲戒処分を受けた全国の公立小学校、中学校、高等学校等の教育職員の数は、228名に上った。本県においても、同年度にわいせつ行為等により懲戒免職処分を受けた教育職員は17名に上り、異常な事態となっている。

このような中、国が地方自治体に対し、児童や生徒へのわいせつ行為を行った教員に関して、処分基準の厳格化を求めたことから、昨年9月までに、全ての地方自治体において教員によるわいせつ行為は、原則として懲戒免職の事由となった。また、国は、教員免許の失効・取上げ情報を検索できる官報情報検索ツールの検索可能な情報の期間を直近3年間から直近40年間に延長したことから、採用を行う教育委員会等が長期間にわたり情報を確認することができるようになった。

しかし、現行の教員免許制度では、懲戒処分等により教員免許が失効等した場合でも、3年経過後

には再取得が可能な仕組みとなっており、さらに、官報情報検索ツールには、懲戒処分等の理由等が掲載されていないことから、わいせつ行為により教員免許が失効等した者が、教員免許の再取得後に被処分歴等を隠して教壇に立ててしまうことが課題となっている。

国は、こうした教員が二度と教壇に立つことができないようにするため、懲戒処分等により教員免許が失効等した者の欠格期間を実質的に無期限に延長することを検討したが、法制上の課題があるとして、教育職員免許法の改正案の提出を事実上断念した。しかしながら、教員によるわいせつ行為は児童や生徒にとって重大な精神的被害をもたらすとともに、教育への信頼を失墜させることから、より実効性のある対応が必要である。

よって、国においては、教育委員会等が教員採用を行う際に、個人が特定できる仕組みを活用して、応募者の過去のわいせつ行為による処分歴を確認できるような制度を創設するなど教員の採用に関する制度の厳格化を強く要望する。

令和3年3月26日

埼玉県議会議長

| | |
|--------|-----|
| 衆議院議長 | } 様 |
| 参議院議長 | |
| 内閣総理大臣 | |
| 文部科学大臣 | |

原案可決

議第8号議案

登記所備付地図の整備の更なる推進を求める意見書

不動産登記法第14条第1項の規定により、各登記所には土地の位置及び区画を明確に表す地図（以下「登記所備付地図」という。）を備え付けなければならないこととされている。

登記所備付地図が整備されるまでの間の代替措置として、当該地図に準ずる図面（以下「公図」という。）を備え付けることができることとされているが、この公図は、明治初期の地租改正の際に作成されたものが多いことから正確性に欠け、現況とは異なるため、道路整備事業や土地に対する課税適正化などに支障を来している。

そこで、国土調査法に基づく地籍調査が昭和26年に開始され、その成果に基づいて登記所備付地図が順次整備されてきたが、事業の主要な担い手である市町村の予算や人員の不足等から、その進捗率は令和元年度末で52%にとどまっている。

一方、全国の法務局及び地方法務局では、大都市や地方の拠点都市等における登記所備付地図整備事業が行われている。この事業では、登記官が直接関与すること等により境界がほぼ定まるという成果が上がっており、その一層の実施が日本全土の地図整備に資することが期待されている。

登記所備付地図が整備される効果としては、地籍調査が実施される効果と同様に、不動産取引の流動化、道路拡幅工事や下水道工事などの公共事業の円滑化、土地に対する課税の適正化及び境界紛争の防止などが挙げられる。

よって、国においては、登記所備付地図整備事業における単年度当たりの実施範囲等を大幅に拡大するとともに、全国の登記所備付地図が整備されるまでの工程表を示し、継続的に予算化を図るよう重ねて強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月26日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣

様

原案可決

議第9号議案

子育て支援及び少子化対策に関する予算の充実 及び関連施策の強化を求める意見書

国の人口動態統計速報によれば、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、雇用や医療への不安が広がったことなどから、令和2年の婚姻件数は537,583件で前年同期（615,652件）比約12.7%の減少となり、同年の出生数は872,683人で前年同期（898,600人）比では約2.9%の減少となった。

さらに、国が全国の市町村から集計した結果によれば、令和2年5月から7月までの妊娠届の件数は前年同期比約11.4%減と1割を超えるマイナスとなっており、仮に新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴う妊娠の減少傾向が継続した場合には、今後も出生数の大幅な減少が不可避となる。このことは、少子化が一般的な想定よりも前倒して進み、国の基本的枠組みである人口構成に更にゆがみを生じさせかねない喫緊の課題である。

こうした中、開会中の通常国会では、一部の高所得世帯の児童手当（特例給付）を令和4年10月支給分から廃止するための、子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案が審議されている。児童手当（特例給付）の支給対象から外れる子供の数は合計61万人となり、国は、年間370億円程度の浮いた財源を待機児童対策に充てるとしている。

目下、新型コロナウイルス感染症対策として莫大な補正予算が数次にわたり成立しているが、そのしわ寄せで児童手当（特例給付）のように、子育て支援や少子化対策に関する予算が圧縮されるなど少子化対策に逆行する動きが出ている。少子化の進展による人口構成のゆがみは労働人口の減少による市場規模の縮小や高齢者比率の上昇による現役世代の負担の増大などによって、日本経済の安定的発展や社会の活力の伸長に悪影響を及ぼす。このため、少子化に歯止めを掛けるための子育て支援や少子化対策は、新型コロナウイルス感染症対策と並んで、一刻も早く解決しなければならない課題である。

よって、国においては、少子化に歯止めを掛け、我が国の将来の人口構成にゆがみが生じないようにするため、支援の対象者を狭めるような見直しの方向ではなく、子育て世代の実情に即した子育て支援及び少子化対策に関する予算を充実させるとともに関連施策を強化するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月26日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
少子化対策担当大臣

様

原案可決

議第10号議案

無形文化財等の保護の推進を求める意見書

国は、ユネスコの総会において採択された「無形文化遺産の保護に関する条約」を平成16年に締結し、口承による伝統及び表現、芸能、儀式及び祭礼行事、伝統工芸技術などの無形文化遺産について、「人類の無形文化遺産代表的な一覧表」等の作成、いわゆるユネスコ無形文化遺産への登録を進めてきた。本県でも、平成26年に「日本の手漉和紙技術」として小川町及び東秩父村の細川紙が、平成28年には「山・鉾・屋台行事」として秩父祭の屋台行事と神楽及び川越氷川祭の山車行事がユネスコ無形文化遺産に相次いで登録されている。

さらに、国内においては、日本の生活文化である華道、茶道、書道などのユネスコ無形文化遺産への登録を目指す動きもみられるが、世界中で審査件数の上限を超える提案がなされており、登録件数が世界第2位である我が国からの新たな提案の審査が先送りされている状況である。

こうした中、近年の少子高齢化の進展や人々の集いを難しくする新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、地域の祭礼、儀式、伝統芸能などの無形文化財及び無形民俗文化財（以下「無形文化財等」という。）が存続の危機にさらされていることが喫緊の課題となっている。

国は、本年2月に、文化財保護法の一部を改正する法律案を開会中の通常国会に提出し、今会期中の成立を目指している。主な改正点は、現行の強い規制と手厚い保護措置を受けられる重要無形文化財等の指定制度に加えて、これに指定されていない無形文化財等のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用することを特に必要とされているものを国が登録できる制度を創設する内容となっている。また、地方自治体による登録制度も盛り込まれている。

目下、新型コロナウイルス感染症により、多様な無形文化財等に関し、公演等の継承活動に深刻な影響が生じているが、法改正を受けて国の文化財としての位置付けがなされれば、担い手や地域住民が誇りを持つ契機となり、伝統文化を守る機運醸成にもつながる。改正法が成立すれば、幅広く緩やかな保護措置を受けられる国の無形文化財登録制度とともに、地方自治体による登録制度の活用も可能となり、国と地方による一層の連携が重要となってくる。

よって、国においては、危機に瀕した無形文化財等の保護を進めるため、予算措置及び関連施策による支援を地方とともに速やかに講じるとともに、ユネスコ無形文化遺産の新規登録申請に当たっては、着実な登録を実現していくよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月26日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣

様

原案可決

議第11号議案

調査基準価格の引上げを求める意見書

建設産業は、社会資本の建設、補修、維持管理などを行い、地域経済の一翼を担うとともに、災害の未然防止や災害時の応急対策・復旧などに努め、コロナ禍においても国民の安心・安全を守る大きな役割を担っている。

建設産業が今後もその役割を果たしていくためには、事業者の経営基盤がより一層強化されることが重要であり、経営基盤の強化には、適正な価格での工事請負契約により適正な利潤を確保することが前提となる。

さらに、令和2年12月に閣議決定され、令和3年度から実施される「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の円滑な施行体制の確保を図るためにも、適正な価格での工事請負契約が必要である。

こうした中、公共工事に関する契約制度の運用の合理化を図るために設置されている中央公共工事契約制度運用連絡協議会において、平成31年3月に「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」（以下「中央公契連モデル」という。）における調査基準価格の設定範囲の上限を引き上げる等の見直しが行われたが、それ以降は見直しが行われていない。

よって、国においては、建設産業に携わる事業者の経営基盤のより一層の強化を図るため、地方自治体が運用の指針としている中央公契連モデルにおける調査基準価格の引上げを速やかに行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月26日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
国土交通大臣

様

原案可決

議第12号議案

犯罪被害者支援の充実を求める意見書

平成16年に犯罪被害者等基本法が成立し、犯罪被害者は「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふ

さわしい処遇を保障される権利を有する」ことが明記され、犯罪被害者支援施策は一定の前進を果たした。しかしながら、犯罪被害者の多種多様なニーズに応えられるだけの整備は、いまだ十分になされていないとは言い難い。

例えば、被害直後から公費によって弁護士の支援を受けられる制度や加害者に代わる国による損害の補償制度などの経済的支援施策はいまだに実現されていない。

また、犯罪被害者支援条例の制定及び性犯罪・性暴力の被害直後の受診、相談、支援のコーディネートが1か所でできる病院拠点型ワンストップ支援センターの設置といった施策においても、地域によって大きな格差が生じていることが課題となっている。

国は、犯罪被害者の権利に対応して、支援施策のより一層の充実を進めていく責務を負っている。

よって、国においては、被害者の視点に立ったより良い制度を確立し、犯罪被害者支援の充実を図るため、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 犯罪被害者が民事訴訟等を通じて迅速かつ確実に損害の賠償を受けられるよう、損害回復の実効性を確保するための必要な措置を講じること。
- 2 犯罪被害者に対する経済的支援が充実するよう、新たに、犯罪被害者等に対する補償法を整備するとともに手続上の負担を軽減する施策を講じること。
- 3 犯罪被害者の誰もが、事件発生直後から弁護士による法的支援を受けられるよう、公費による被害者支援弁護士制度を創設すること。
- 4 性犯罪・性暴力被害者のための病院拠点型ワンストップ支援センターを、全ての都道府県に最低1か所は設置できるよう、人的・財政的支援を行うこと。
- 5 地域の状況に応じた犯罪被害者支援施策を実施するため、全ての地方公共団体において、犯罪被害者支援条例が制定できるよう支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月26日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
法務大臣
厚生労働大臣
国家公安委員会委員長
男女共同参画担当大臣

様

原案可決

議第13号議案

住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書

我が国においては空き家等が増える一方、高齢者、障害者、低所得者、ひとり親家庭の者、外国人、

刑務所出所者等住宅確保要配慮者は増えており、さらに、頻発する災害による被災者への対応も急務となっている。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、家賃の支払に悩む者が急増したことから、生活困窮者自立支援制度の住居確保給付金の支給決定件数は、令和2年4月から10月までの累計で11万件を超え、令和元年度1年間の約28倍に上っている。

住まいは生活の重要な基盤であり、全世代型社会保障の基盤でもあることから、住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化は喫緊の課題となっている。

よって、国においては、住まいと暮らしの安心を確保するため、下記の事項を速やかに実施するよう、強く要望する。

記

- 1 住居確保給付金の利用者の状況等実態調査を踏まえ、支給期間の延長、収入要件の公営住宅入居収入水準への引上げ、支給上限額の近傍同種の住宅の家賃水準への引上げなど、より使いやすい制度へ見直すこと。
- 2 住居確保給付金の受給者や低所得のひとり親家庭の者など住まいの確保に困難を抱えているものが住んでいる家をそのままセーフティネット住宅として登録し、転居することなく、公営住宅並みの家賃で住み続けることができるよう、公募原則の適用を外すとともに、住宅セーフティネット制度の家賃及び家賃債務保証料低廉化制度を大幅に拡充すること。
- 3 空き家などの改修・登録に取り組む不動産事業者と貸主へのインセンティブ強化や新型コロナウイルス感染症拡大防止等を推進するため、住宅セーフティネット制度の改修費補助及び登録促進に係る取組への支援を拡充すること。
- 4 住宅セーフティネット制度に関し、残置物処分や原状回復費用に係る貸主の負担軽減を図ること。
- 5 居住支援法人活動支援事業において、入居件数に応じて加算するなどの現行の加算項目に加え、特に支援に困難を伴う障害者や刑務所出所者等への支援を手厚く評価し、加算する制度を設けること。
- 6 国の令和2年度第二次補正予算において創設した、生活困窮者及び生活保護受給者に対する相談受付、住まい確保のための支援、住まい確保後の定着支援など相談者の状況に応じた一貫した支援を可能とする事業を来年度以降も継続的かつ全国で実施できるよう、恒久化し、取組自治体の増加を図ること。
- 7 刑務所を出所した後の帰住先の調整が困難な高齢者や障害者等に対し、保護観察所や更生保護施設等が、受刑中から支援を実施し、居住支援法人等と連携しながら適切な帰住先を確保するとともに、出所後も切れ目のない、息の長い見守り支援を訪問型で行う事業を創設すること。また、自立準備ホームの登録増を推進すること。
- 8 住生活基本法や住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等に基づく住宅施策全般において、国土交通省、厚生労働省、都道府県、市区町村の役割や責務を明確化するとともに、法律を共管とするなど抜本的な連携強化を図ること。また、支援ニーズの把握、見える化、共有を推進し、市区町村における居住支援協議会の設立や住生活基本計画の策定促進等、地方自治体における住宅行政と福祉行政のより一層の連携強化が図られるよう支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月26日

埼玉県議会 議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
法務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣

} 様

原案可決

議第14号議案

歩行者利便増進道路制度の推進を求める意見書

令和2年11月の改正道路法の施行に伴い歩行者利便増進道路（以下「ほこみち」という。）の指定制度が創設され、ほこみち内において道路管理者により指定された利便増進誘導区域では道路占用許可基準の緩和等により、歩道にオープンカフェを設置するなど、人々がくつろぐ場所として道路を活用した魅力的なまちづくりが可能となった。

一定の歩行空間があればテラス席などの路上設置が認められ、占用期間も従前の5年間から公募により占用者を選定すれば最長で20年間となったことから、テラス付きの飲食店など初期投資が多額となる施設も参入しやすい環境が整備された。

これに先立ち、国は、令和2年6月から、直轄国道について、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として、沿道飲食店等の路上利用の占用許可基準を緩和する特例措置（以下「コロナ特例」という。）を導入し、地方自治体に対しても、同様の措置の実施の検討を依頼した。さいたま市大宮一番街商店街ほか全国数百か所以上で歩道の一部をテラスとして活用する実証実験や路上営業が行われた結果、歩道にテーブルや椅子、テイクアウトコーナーが設けられ、店内の密室状態回避に限らず、テラス席で食事を楽しむ人がいることにより、まち全体のにぎわい感が増すなどにぎわい創出に効果があった。

国は、コロナ特例により沿道飲食店等の路上利用がなされる場所は、まさに歩行者中心の道路空間として利活用されるニーズが顕在化した道路であるといえることから、時限的措置であるコロナ特例から恒久的制度であるほこみちへの円滑な移行によって現在の沿道飲食店等の路上利用の持続化を促進するとしている。本年2月には、大阪市の国道25号線御堂筋や神戸市、姫路市の3か所において、コロナ特例から移行し、全国で初めてほこみちが指定された。

しかしながら、コロナ特例からほこみちへの移行の際、直轄国道では占用許可申請と同時に必要となる警察署への道路使用許可申請に関し窓口を一本化するワンストップサービスを開始しているが、地方自治体が管理する道路では一部を除いて窓口一本化に至っていない。また、依然として交通量の多い道路では歩道の有効幅員が3.5メートル以上を要求される道路構造基準など、種々の規制は存在しており、利用されにくい制度であることが課題となっている。

一都三県をはじめとする全国の飲食店等の経営は、再度の緊急事態宣言発出や営業時間短縮要請を受けて厳しい状況にあり、ほこみちを活用したテラス営業等は、少しでも売上を伸ばしたい飲食店等

を救うことにもつながる。

よって、国においては、魅力的なまちづくりや商店街の活性化などに資するため、下記の事項を実施することを強く要望する。

記

- 1 コロナ特例からほこみちへの移行の際には、道路管理者や警察機関、保健所等との協議手続の更なる円滑化が図られるよう地方自治体に対して必要な支援を行うこと。
- 2 ほこみち制度における種々の規制を緩和し、柔軟性を持たせることで、民間活力の導入を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月26日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
国土交通大臣
国家公安委員会委員長

様

原案可決

議第15号議案

別居・離婚後の子供と父母等との間の交流を促進するための 法整備を求める意見書

離婚後の子の監護に関する事項を定めた民法第766条第1項の「父又は母と子との面会及びその他の交流」の規定により、別居親と子供の交流については「面会交流」と呼ばれているが、海外では「parenting time」等と表現されており、我が国においても子供にも理解できるような名称に変更すべきである。

また、民法の規定では、離婚後の協議に関して対象を父母に限定しているが、仮に父母が不仲で離婚し、同居親が子供と別居親との面会を拒絶した場合には、祖父母と孫との関係が良好であっても、協議はおろか、調停や裁判さえもできないまま生き別れとなってしまう。

さらに、別居親が子供と良好な関係を築いていた場合でも、離婚した親は学校等から保護者として扱われない。しかしながら、保育園や学校における交流は、交流の機会が増えるほか、別居親も子供の成長や環境をつぶさに知ることができ、種々の問題にも迅速な対応が可能となる利点がある。

別居や離婚は、子供に長期間にわたり深刻な影響を与えるが、仮に別居親や別居祖父母とも充実した交流を継続していた場合には、父母双方と父母双方の祖父母からの愛情を実感することで、そのような影響を緩和させ、長期的には「子供の最善の利益」にもつながる。このため、別居親や別居祖父母は、経済的な責任はもちろん、子供に愛情を伝え、成長を支えることで、生涯にわたり肉親として責任を果たしていくことが望ましい。

よって、国においては、別居や離婚により、子供が別居親等との断絶状態に置かれた状態からの回復を図り、子供と別居親等との交流を促進するため、下記の事項に関する法整備を行うよう強く要望する。

記

- 1 別居親等と子供の交流について、「養育時間」と称することができるよう民法の規定を改正すること。
- 2 今般の離婚及びこれに関連する家族法制の見直しに当たっては、別居祖父母にも交流を認めること。
- 3 別居親等と子供の関係に問題がない場合には、保育園や学校などの施設における交流を促進する制度を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月26日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣

} 様

原案可決